

# 令和 8 年度 石巻市産木材利用住宅 促進事業補助金交付のお知らせ

石巻市内の山林資源の活用拡大を図るため、石巻市産原木から製造した木材を使用する新築住宅を支援します！

宮城県の「県産材利用サステナブル住宅普及促進事業」の併用が可能です

石巻市産の原木から製造された木材製品を一定以上使用し、石巻市内に新築される木造一戸建て住宅へ木材費用の一部を補助します。

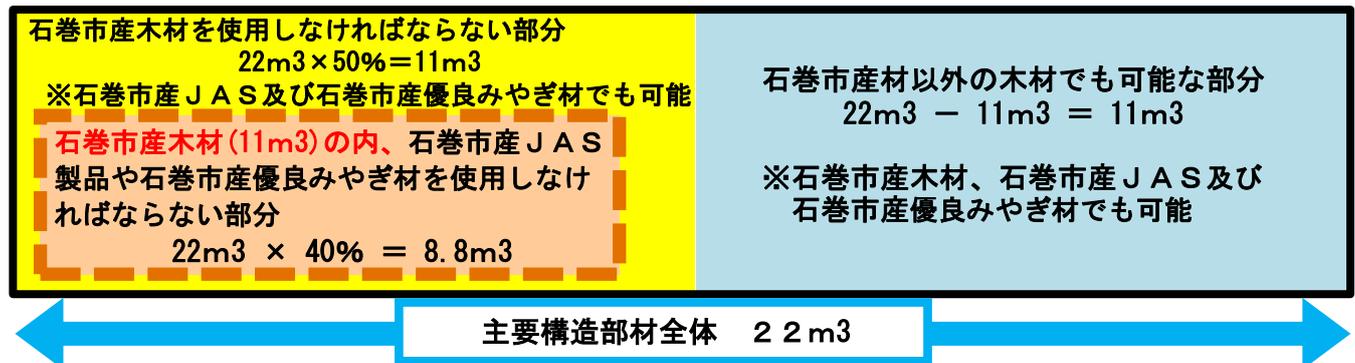


## ◆補助金額

使用製材	補助金単価	条 件
石巻市産木材	14,000 円 (製材 1 m <sup>3</sup> 当り)	主要構造部材全体の 50% 以上使用すること。
石巻市産 J A S 製品 石巻市産優良みやぎ材	4,000 円追加 (製材 1 m <sup>3</sup> 当り)	主要構造部材全体の 40% 以上使用すること。

※一申請の補助金上限額 250,000円

【例】 主要構造部材の木材総使用材積が 22m<sup>3</sup> の場合で、石巻市産木材を 22m<sup>3</sup> の 50% 使用し、石巻市産 J A S 製品と石巻市産優良みやぎ材の合計を 22m<sup>3</sup> の 40% 使用した場合の例を示します。(条件の下限値の例)



## ◆補助金交付件数

約 20 件 (一件の補助金交付上限額 25 万円とした場合)

- ・ 受理された補助金交付申請書の先着順で受付します。

## ◆申請期限

令和 9 年 2 月 1 日まで

- ・ 補助金交付予定合計額が予算の上限に達した時点で、受付を締め切ります。

## ◆補助を受けるための要件（全ての要件を満たすこと）

### 1 建て主の要件

- (1)市内に自ら居住するために住宅を新築し、又は市内の新築住宅を購入する者。
- (2)市税の滞納をしていない者。
- (3)生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条に規定する扶助を受けていない者。

### 2 住宅の要件

区分	基準
補助金対象住宅	<ul style="list-style-type: none"><li>・自己の居住の用に供することを目的として、補助対象者が建築主として市内に新築する住宅又は補助対象者が購入した市内の新築住宅であること。</li><li>・木工事（土台敷き）に着手する前に申請が可能な住宅であること。</li><li>・構造耐力上主要な部分が木造の一戸建住宅又は共同住宅（二世帯住宅に限る。）であって、1つの世帯が独立して生活を営むことができ、かつ、居住室、炊事用流し、トイレ及び出入口をそれぞれ1以上有する住宅であること。</li><li>・建築基準法第6条第1項の規定による確認済証の交付を受けた新築の住宅であること。</li></ul>
施工者	市内に本店又は支店を有し、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による建築工事業の許可を受けている事業者が施工すること。
使用部材及び木材使用量	主要構造部材に占める市産木材の割合が50パーセント以上かつ主要構造部材に占める市産JAS製品の割合若しくは市産優良みやぎ材の割合又は市産JAS製品の割合と市産優良みやぎ材の割合とを合計した割合が40パーセント以上であること。 ※石巻市産JAS製品と石巻市産優良みやぎ材の合計が主要構造物全体の50%以上に使用する場合は、上記条件を全て満たしたこととなります。
実績報告	主要構造部の施工完了届を受理した日から30日以内又は事業年度の3月10日のいずれか早い日までに実績報告書に関係書類を添付したうえ、提出が可能であること。

## ◆手続きの流れ ※木工事（土台敷き）に着手する前に申請してください。

①補助金交付申請 ・建築確認済証が交付された後で、木工事（土台敷き）に着手する前に申請してください。	⑥現地調査 ・補助対象部材の施工状況を現地で確認する場合があります。
②補助金交付決定 ・申請書の内容を審査後、補助金の交付を決定します。 ・これ以降、木工事（土台敷き）の着工が可能になります。	⑦実績報告提出 ・⑤の施工完了届受理日から30日以内又は、3月10日のいずれか早い日までに検査に必要な全書類を提出してください。
③主要構造部材の着手 ・使用木材製品の写真撮影を忘れないよう注意してください。 ・写真が無い場合、補助金額減額や交付全額取消になります。	⑧補助金額確定 ・補助事業対象部材の石巻市産各部材の使用量等の状況を実績報告書等により確認調査を行います。 ・使用された木材量を精査し、補助金額を確定し通知します。
④事業変更（中止）承認申請 ・補助金交付決定額の増額、施工業者の変更が生じた場合。 ・補助金交付申請を中止する場合。 ・主要構造部の施工完了前に申請してください。	⑨補助金請求 ・施主本人名義の口座を指定し、請求書様式で、補助金確定金額を請求してください。
⑤主要構造部材の施工完了 ・補助事業対象部材の石巻市産木材、同JAS製品及び同優良みやぎ材の施工が完了した状況となります。 ・施工完了届を速やかに届出してください。	⑩補助金交付 ・請求いただいた施主の口座へお振り込みいたします。
	⑪書類の保管 ・施工完了の翌年度から五年間、書類の保管をお願いします。

### 必要書類の申請先・お問い合わせ先

石巻市 産業部 農林課 森林整備係 〒986-8501 石巻市穀町14番1号  
TEL 0225-95-1111 E-Mail isindustry@city.ishinomaki.lg.jp